

愛川町学校給食調理及び配膳補助業務委託（令和7年度債務負担行為設定分）  
公募型プロポーザル評価基準

1. 評価方法

審査員5名を評価者として評価を行い、各審査員の採点結果を合計の上、その合計点数が最も高い者を、最優秀提案者とし、次点の者を優秀提案者とする（5名の配点の合計は、500点）。

2. 評価点の計算方法

評価点は、「業務受注実績」、「業務の実施体制に関する提案」、「見積金額」、「その他」の合計で計算する。

3. 各審査員への評価点の配分

審査員一人あたり、100点を配点し、「業務受注実績」に20点を、「業務の実施体制に関する提案」に40点を、「見積金額」に20点を、「その他」に20点をそれぞれ配分する。

4. 評価点の最も高い者が複数いた場合の処理

各審査員の採点結果の合計の最も高い者が複数となった場合には、「業務の実施体制に関する提案のみの点数」が最も高い者を最優秀提案者とする。

上記の処理を行った結果、さらに、「業務の実施体制に関する提案のみの点数」において同点の者が複数となった場合には、当該者のうち「その他（独自の提案等）のみの点数」が最も高い者を最優秀提案者とする。

上記の処理を行った結果、さらに「その他（独自の提案等）のみの点数」において同点の者が複数となった場合には、見積額が最も低い1者を最優秀提案者とする。

さらに、見積額が同額となった場合においては、審査員5名による協議において決定する。

5. 最低基準点の設定

評価の結果、当該事業者に対する各審査員の採点結果の合計が、300点以上の場合には、応募者が1者であっても、最優秀提案者として選考するものとする。

6. 見積価格に係る下限値の設定

審査においては、見積価格は評価の1基準であり、実績や提案内容も含めた総合的見地から最優秀提案者を判断するものであることから、見積価格に下限値は設けない。但し、提案の内容に比して妥当な価格の提示となっているかについて、各審査員は、事業者より提出された企画提案内容書の審査と、プレゼンテーションの場における質疑により、当該提案事業者への確認を行う。